平成２１年（フ）第１４５５号
宮城県宮城郡松島町高城字田中裏27番地の１　コーポタカハシ202号室
債務者　堀　美智代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
福島市桜本字南刈野４番地の９
債務者　佐藤　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８７号
福島市腰浜町２番35号、前住所福島市腰浜町15番10号
債務者　栗原健一郎
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
茨城県ひたちなか市大字武田839番地１　ソレイユコート101号、住民票上の住所茨城県筑西市猫島319番地３
債務者　水柿久美子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４３９号
茨城県鉾田市安塚719番地
債務者　井川美智代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５５７号
水戸市見和３丁目637番地の６
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６２号
水戸市堀町1120番地の29　中央コーポＡ棟106号
債務者　大久保　剛
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７０号
茨城県鉾田市汲上2128番地５
債務者　早川　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７４号
茨城県常陸太田市真弓町3154番地の１
債務者　平島　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７８号
茨城県常陸大宮市南町1117番地の９
債務者　小沼　幸夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８１号
水戸市八幡町５番13号　エビス荘102号
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８８号
茨城県ひたちなか市元町１―11　ビジネスホテル元町３階、住民票上の住所茨城県ひたちなか市西大島２丁目12番38号
債務者　二瓶　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９３号
茨城県鉾田市大竹1598番地２
債務者　芝沼　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９５号
水戸市本町２丁目10番11号　コーポアリス203号
債務者　五味渕靖広
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９９号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8228番地の88　松ヶ丘住宅Ｋ－11
債務者　有田　令子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０５号
水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51―４棟302号
債務者　加倉井　史
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６１３号
茨城県常陸太田市小妻町1230番地
債務者　星野　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　水戸地方裁判所